医薬品等の販売・授与の業務を行う体制に関する申告書（店舗販売業）

　　年　 　月 　　日

店舗の名称：

1　業務を行う体制について

① 業務を行う体制について

□　店舗管理者は、常勤である。

□　要指導医薬品又は第１類医薬品を販売する開店時間内は、常時、薬剤師が勤務する。

□　第２類医薬品又は第３類医薬品を販売する開店時間内は、常時、薬剤師又は登録販売者が勤務する。

□　医薬品等の購入者等から相談があった場合に、情報の提供又は指導を行う体制を備えている。 □　営業時間外についても備えている。

② 医薬品の適正販売等を確保するために、次のような必要な措置を講じる。

□　指針を策定する。

□　従事者に対する研修を実施する。

□　従事者から店舗販売業者への事故報告の体制を整備する。

□　業務に関する手順書を作成し、手順書に基づき業務を実施する。

□　情報の収集、その他医薬品の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策を実施する。

2　従事者の区別について

① 薬剤師、登録販売者、一般従事者の区別を次の方法で行う。

　　　□　名札（氏名と資格を記載）　　□　名札及び衣服等による区別

　　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　3　医薬品の販売方法について

① 医薬品の販売方法について

□　要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない営業時間は、陳列場所を閉鎖する。

　　　　　その方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　□　店舗の開店時間内に、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない時間帯はない。

　　　② 要指導医薬品又は第１類医薬品の陳列について

□　要指導医薬品又は第１類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列する。

　　　□　鍵をかけた陳列設備に陳列する。　　□　直接手の触れられない設備に陳列する。

　　　□　要指導医薬品又は第１類医薬品を販売しない開店時間は、その陳列区画を閉鎖する。

　　　　　その方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　③ 指定第２類医薬品の陳列について

　　　□　情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列する。

　　　□　かぎをかけた陳列設備に陳列する。

　　　□　1.2メートル以内の範囲に進入できない措置をとる。

4　情報の提供について

　　　① 要指導医薬品又は第１類医薬品の情報の提供について

　　　□　薬剤師が、情報提供を行う場所において書面を用いて対面で行う。

　　　□　登録販売者又は一般従事者が情報提供を行わないよう、薬剤師への伝達の体制及びその方法を手順書に記載している。

　　　② 第２類医薬品又は第３類医薬品の情報提供について

　　　□　薬剤師又は登録販売者が、情報提供を行う場所において対面で行う。

　　　□　一般従事者が情報提供を行わないよう、薬剤師又は登録販売者への伝達の体制及びその方法を手順書に記載している。

　　　□　指定第２類医薬品については、禁忌の確認や専門家への相談を促す掲示・表示を行うとともに、購入者にその内容が適切に伝わる取組を行う。